

令和 年度水質検査計画

令和 年 月 日

住所

氏名

(法人にあってはその名称 主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話

担当者

メールアドレス

施設 の 名 称		
専 用 水 道 の 所 在 地		
水 道 技 術 管 理 者	氏 名	
	所属 (会社名等)	
建築物衛生法の特定建築物* (給水栓採水施設)		該当する ・ 該当しない

※どちらかを○で囲む。

- 1 原水の種類 (該当するものを○で囲む。その他の場合は、その内容を記入する。)
市水道水 ・ 井水 ・ 併用 ・ その他 ()

- 2 水質管理上の留意事項

原水に関する留意事項*	
浄水処理・給水に関する留意事項	

※市水道水のみを受水する施設は、記入不要。

3 水質検査

(1) 給水栓の毎日検査

検査項目		
採水場所		
検査実施者	氏名	
	所属(会社名等)	

(2) 給水栓の定期水質検査

検査項目・回数		別表1のとおり
採水場所		
水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合	委託する検査項目・頻度	
	採水実施者及び採水方法	<input type="radio"/> 採水実施者 会社名等 : _____ <input type="radio"/> 採水方法 _____ _____ _____ ・その他注意事項等 (_____)
	運搬者及び運搬方法	<input type="radio"/> 運搬実施者 会社名等 : _____ <input type="radio"/> 運搬の手段 (_____) <input type="radio"/> 運搬時間 (_____) <input type="radio"/> 運搬時の注意事項等 (_____)
検査機関		

(3) 3(1)～(2)以外の給水栓の水質検査等 [行う ・ 行わない (どちらかを○で囲む)]

検査項目・回数	別表2のとおり
採水場所	
検査機関	

(4) クリプトスポリジウム等対策による水質検査等 (市水道水のみを受水する施設は不要)

汚染のおそれの判断	レベル
検査項目・回数	別表3のとおり
採水場所	
検査機関	

(5) 3(4)以外の原水の水質検査 [行う ・ 行わない (どちらかを○で囲む)]

検査項目・回数	別表3のとおり
採水場所	
検査機関	

(6) 臨時の水質検査

①臨時の水質検査の実施に関する事項

--

②臨時検査の取り扱い

(水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合)

委託する検査項目	
採水実施者 及び 採水方法	<p>○採水実施者</p> <p>会社名等 : _____</p> <p>○採水方法</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・その他注意事項等</p> <p>(_____)</p>
運搬者 及び 運搬方法	<p>○運搬実施者</p> <p>会社名等 : _____</p> <p>○運搬の手段 (_____)</p> <p>○運搬時間 (_____)</p> <p>○運搬時の注意事項等</p> <p>(_____)</p>
検査機関	

4 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

(3) PFOS 及び PFOA の検査回数を減じることにする事項

①施設の周辺状況（原水が井水又は併用の場合）

施設周辺（概ね 500m以内）に存在する（過去にあったものを含む）ものについて、どちらかを○で囲む。なお、下記項目は消火剤、撥油・撥水剤及び半導体製品等を取扱う可能性が高い施設である。

- ・空港 （ 該当あり ・ 該当なし ）
- ・石油貯蔵施設 （ 該当あり ・ 該当なし ）
- ・立体駐車場 （ 該当あり ・ 該当なし ）
- ・金属製品・繊維製品等の製造・加工工場 （ 該当あり ・ 該当なし ）
- ・半導体製品の製造工場 （ 該当あり ・ 該当なし ）
- ・その他、PFOS 及び PFOA が検出されるおそれがある施設
（ 該当あり ・ 該当なし ）

※上記のいずれかに「該当あり」と回答し、検査回数を減じる場合は、根拠となる資料（原水の水質検査結果等）を求める場合があります。

②前年度までの PFOS 及び PFOA の検査実施状況：専用水道維持管理報告書のとおり。

③PFOS 及び PFOA の検査回数を減じる判断の有無
（どちらかを○で囲む。有の場合は、その検査回数を記入する。）

有 （ 年に 回 ） ・ 無

(4) 水質検査の精度・信頼性保証に関する事項

(5) 水道法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合、検査実施状況の確認方法

実施するもの全てにチェックを入れる。

水質検査結果の根拠となる資料の確認

(採水・分析日時, 実施者, 検量線のクロマトグラム, 濃度計算書等)

内部精度管理の実施状況確認

外部精度管理に関する資料の確認

品質保証 (GLP, ISO等) に関わる書類の確認

検査施設への立入調査

試料のクロスチェック

その他 ()

(6) 関係者との連携に関する事項等

添付書類

水道法第20条第3項の規定により、水質検査を委託する場合における当該委託契約書(仕様書を含む)の写し

2. PFOS 及び PFOA の性状・用途

PFOS 及び PFOA は化学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性の物質であるため、環境中に放出された場合には、水系に移行しやすく、また、難分解性のため長期的に環境に残留すると考えられている。熱・化学的安定性等の有用な特性から、長年にわたり幅広い用途で使用されてきた。

これまで PFOS は、主に泡消火薬剤、半導体、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真フィルム等に、PFOA は、主に泡消火薬剤、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服等に使われてきた。

これらの使用用途を踏まえると、水環境中への排出源となり得る主な施設としては、PFOS 及び PFOA が含まれる泡消火薬剤を保有する施設、フッ素系界面活性剤の製造施設、これらの製品を利用するフッ素系樹脂の製造施設、繊維や織物関係で特に表面処理を施す施設、半導体関連その他の電子材料関連施設、金属メッキやエッチング関連施設、製紙・紙工業、ゴム・プラスチック関連施設等が考えられる。また、これらの製品を処理した実績のある廃棄物処理施設や有機フッ素化合物を取り扱っている施設からの排水を受け入れている下水道処理施設等も水環境中への排出源となり得ると考えられる。

4. 超過地点周辺における対応

(3) 追加調査の実施

PFOS 及び PFOA が目標値等を超えて検出された場合において、ばく露防止の取組を確実に実施するためには、特に飲用に供する水源がある地域において、必要に応じて調査範囲を拡大し、追加的な調査の実施を検討することが考えられる。また、地下水については、そのまま飲用に供される可能性が考えられることから、当該地域における飲用井戸等の存在状況を踏まえ、汚染範囲を把握することが考えられる。汚染範囲の把握手法としては、以下の囲み内に記載する「汚染井戸周辺地区調査」が挙げられる。この内容については、「地下水質モニタリングの手引き」（平成20年8月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室）を基に、具体的な手法等を改めて整理したものである。

「汚染井戸周辺地区調査」

（平成20年8月環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室「地下水質モニタリングの手引き」を引用）

①調査地点

（イ）調査範囲については、汚染が確認された井戸から半径500m程度を目安として調査可能な地点を選定し、地下水汚染の方向を確認する。全体に汚染が見られる場合は、さらに範囲を広げて調査する。